

令和6年度デイサービス事業所 和泉支援学校自動車校内乗り入れ許可手続きについて

- 申請期日 令和6年2月1日から令和6年2月16日まで
- 提出先 和泉支援学校 事務室
- 許可証の発行 令和6年3月11日から令和6年3月22日  
午前9時から午後5時までに取りに来てください。

年度途中から契約が発生した場合は、随時。  
ただし、許可証の発行には2週間程度を見込んでください。

[留意事項]

- ① 申請できる車両は、原則、1事業所1台とします。ただし、多人数の児童生徒を送迎するため複数台の入校が必要な場合は、事前に相談願います。
- ② 児童福祉法に基づき、大阪府、大阪市又は堺市から指定を受けた指定書(写)を添付ください。
- ③ 児童生徒に関すること、及び学校行事日程等に関するお問い合わせには、お答えいたしません。保護者に問い合わせください。
- ④ 裏面の条件を遵守しない場合は、許可を取り消すことがあります。
- ⑤ 許可証を学校に取りに来る際、マチコミメールの登録を確認します。
- ⑥ 保護者に「デイサービス利用届」を学校に提出するよう促してください。

【お問い合わせ先】

大阪府立和泉支援学校 事務室

TEL 0725-45-9555

(8時30分から17時まで)

## <許可条件>

1. 通学バス発車時間の20分前(15:10下校ならば14:50まで)に来校すること。それまでに来校できなかった場合は、校内に入れません。後半送迎と一緒に入校すること。  
後半(バス発後)送迎の場合は下校時刻～5分間(15:10下校ならば15:10～15:15)の間に来校すること。
2. 許可証を車内のフロントガラスの左側(車外から見える場所)に掲示するとともに、事業所名を表示すること。指導員は、名札を着用すること。また、児童・生徒を本校職員から迎える際に、事業所名を表記した目印を掲げる等して、事業所名がわかるようにすること。
3. 門扉を開閉しないこと。門扉の開閉は、本校の受付員が行うので、「デイサービスで児童・生徒のお迎えのため来校した」旨を受付員に申し出ること。
4. 校内は徐行運転(歩く程度のスピード)し、むやみにクラクションは鳴らさないこと。停車後はエンジンを止めること。エアコンの使用の配慮が必要な児童・生徒のため、エンジンを停止できない場合は、2名以上で来校し、1名は常時運転席に座っておくこと。ただし、夏場(6月～9月)の酷暑時(車内温度が30℃以上で熱中症の危険がある場合)など、アイドリングがやむを得ない際は、1名で来校した場合においても、児童・生徒が勝手に触ったり、誤発進したりがないよう細心の注意を払ったうえでアイドリングすることは可とする。
5. 通学バス運行の支障とならないようにすること。また、児童・生徒の安全に十分注意すること。
6. 学校職員及び受付員の指示に従い駐車すること。他校の児童・生徒が同乗している場合は、車から降ろさないこと。
7. バス発車時刻近くになっても、児童・生徒が来ない場合は、近くの学校職員に連絡すること。  
(保護者からデイサービス事業者への連絡が「デイサービス利用」であっても、学校への連絡が「通学バスによる下校」となっている場合や、下校準備の遅れ又は欠席などがあるため。)
8. 児童・生徒が揃ったら、シートベルトを着用し、児童・生徒の安全を確認後、ハザードランプを点滅し、学校職員の指示に従い、徐行運転で退出すること。
9. 送迎の際は児童・生徒の乗車中に関わらず、安全運転で来校すること。また、正門に出入りする際は歩行者や一般車両等に細心の注意を払って、出入りすること。
10. マチコミメールに登録(事業所名と担当者名)し、Google フォームのアンケート期限までに回答すること。回答したことは、必ず事業所内で共有すること。
11. 以上の条件を守らなかった場合は、校内駐車 of 許可を取り消すことがある。

※校内において、万一事故が発生した場合について、学校は一切の責任を負いません。